

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

中国弁護士 胡 絢静

II 中国法令アップデート

- 全国的な交通運輸業及び一部の現代サービス業展開についての営業税の増値税への転換徴収試験税務政策に関する通知(財政部、国家税務総局)
- 国家外貨管理局による税関特殊監督管理区域の経常項目外貨管理の改善についての問題に関する通知
- ファイナンス・リース企業監督管理弁法(意見募集稿)(商務部流通発展司)
- 養老機構設立許可弁法(意見募集稿)(民政部)
- 養老機構管理弁法(意見募集稿)(民政部)
- 養老保障管理業務管理暫定弁法(保険業監督管理委員会)
- 世界貿易機構貿易救済紛争裁決の執行に関する暫定規則(意見募集稿)(商務部)

III 中国万感

～中国式道路横断の取締～

顧問 李 彬

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆

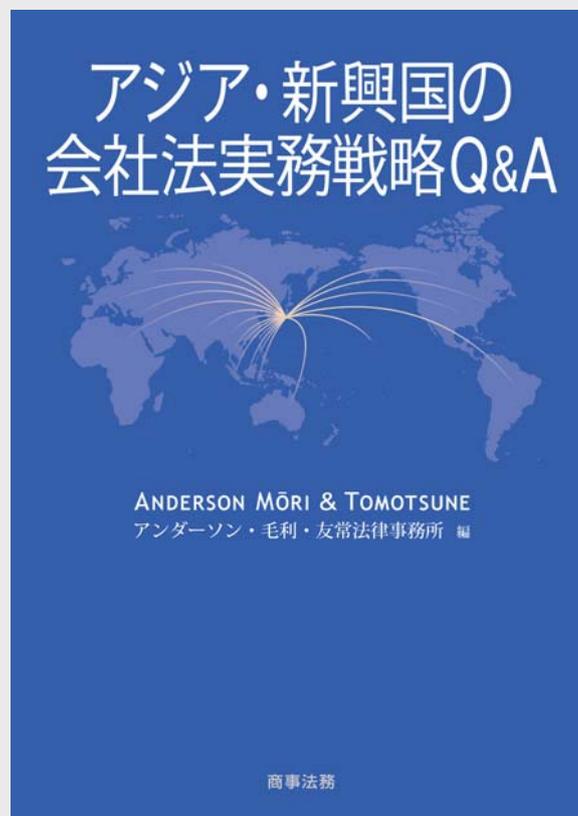
当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせて東京オフィスを移転することになりましたのでお知らせいたします。移転先および移転時期は次のとおりです。

移転先 : 〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階

時期 : 新オフィスでの業務開始は、2013年7月17日(水)となります。

当事務所の弁護士が分担して執筆した「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)が近日中に書店で発売されます。中国、台湾を初め、アジア・新興国の13の国及び地域の会社法制を紹介しており、アジア・新興国戦略を推進する日本企業にとり必携の書と言えます。中国部分(メインランド)の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、若林耕弁護士、アソシエイトの石黒昭吉弁護士、矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士が、台湾部分の執筆は、パートナーの森脇章弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイトの矢上浄子弁護士、濱本浩平弁護士、台湾弁護士の呉暁青弁護士がそれぞれ担当しています。

「アジア・新興国の会社法実務戦略Q&A」(商事法務)



I 中国相談室



中国弁護士 胡 絢静

Q 中国の個人情報保護に関する立法状況をご教示ください。

中国では、個人情報の保護に関する個別法がまだ制定されていません。報道によりますと、国務院は 2003 年から個人情報保護法の研究チームを立て、草案の作成を進めているとのことですが、現在の進展状況は明らかではありません。

一方、2009 年 2 月 28 日付けで公布された刑法修正案(七)において、「個人情報の売買、違法提供罪」、「個人情報の違法取得罪」が新たに定められました。「個人情報の売買、違法提供罪」については、国家機関又は金融、電信、交通、教育、医療などの機関の職員を処罰の対象とし、これらの者が職責の履行もしくはサービスの提供によって得られた公民の個人情報を、第三者に売却し、又は違法に提供し、情状が重大な場合は、3 年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科し、又は罰金を単科するとされます。

「個人情報の売買、違法提供罪」については、公民の個人情報を窃取又は他の方法により取得した者に前記と同様の刑罰を科します。また、機関や会社が前記の行為を犯した場合も処罰されます。

この規定は、どのような情報が「公民の個人情報」に該当するかを明らかにしていませんが、一般的には、氏名、住所、身分証番号、電話番号、銀行口座番号、キャッシュカード番号など、公民個人の身分などの事項が識別できる情報がこれに該当するものと考えられています。近年では、国家機関や企業等の組織で個人情報を管理している職員を通じて、違法に個人情報を取得し、さらに第三者に売却し不正に利益を得るケースが発生していますが、情状が重大な場合は、当該規定による取締りの対象となります。

また、2012 年 12 月 28 日付けで、「インターネット情報保護の強化に関する決定」が全国人民大会常務委員会で可決され公布されました。この決定は、個人の身分を特定できる情報及び個人のプライバシーにかかわる個人電子情報を保護対象としたうえで、インターネットサービス提供者や企業等が営業活動を通じて取得した個人電子情報の扱いについて、以下の点が義務付けられています。

- (1) 個人電子情報の収集・使用は、収集対象となる個人の同意を得なければなりません。また、収集・使用に関するルールを公開する必要があります。
- (2) 収集した個人電子情報を秘密として保持し、第三者に漏洩、売却等提供してはいけません。
- (3) 情報の安全を確保するための措置(技術的措置や他の必要な措置)を取り、漏洩、毀損等が発生した場合は、救済措置を取らなければなりません。

これらに違反した場合の処罰としては、警告、過料、違法所得の没収、営業許可証の取消しや届出の取消し、ウェブサイトの閉鎖などがあります。

本規定はインターネットを通じた個人情報の扱いの際の原則的な規定を定めたものであり、企業側にとっても、営業活動を通じて得た顧客の情報の取扱いについて参考になる点が多いと思います。今後、更なる細則が公布される可能性もあり、引き続き注目が必要です。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

<増値税改革>

全国的な交通運輸業及び一部の現代サービス業展開についての営業税の増値税への転換徴収試験的税務政策に関する通知(財政部、国家税務総局)

[ポイント] 本通知は、現在、上海市、北京市など 9 省市で行われている交通運輸業及び一部の現代サービス業について試験的に行われている営業税から増値税への試験的転換の範囲を全国に拡大するものである。また、対象となる「現代サービス業」の範囲として、従来の研究開発・技術サービス、情報技術サービスなど 6 業種に加え、映像放送サービス(製作、発行、放映を含む。)が新たに追加されるなどの面で修正が行われている。本通知には、納税義務者や税率などの基本的事項を定めた「交通運輸業及び一部の現代サービス業の営業税の増値税への転換試験実施弁法」など 4 件の規定が添付されており、実務上重要と思われる。本通知の施行に伴い、増値税の試験的徴収に関する従来の 6 件の通知が廃止され、1 件の規定が一部廃止される。廃止される通知には、「北京等 8 省市における交通運輸業及び一部の現代サービス業の営業税に替えて増値税を試験的に徴収することに関する通知」(2012 年 8 月 15 日付けニュースレターご参照)が含まれる。

(2013 年 5 月 24 日公布、同年 8 月 1 日施行)(財税[2013]37 号)

[原文] [关于在全国开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点税收政策的通知](#)

<外貨管理>

国家外貨管理局による税関特殊監督管理区域の經常項目外貨管理の改善についての問題に関する通知

[ポイント] 本通知は、保税區、輸出加工区などの税関特殊監督管理区域における經常項目外貨管理につき、規制を一部緩和するものである。本通知では、区内機構による 1 件当たり 5 万米ドル以下のサービス貿易による外貨の受け払いについては、金融機関は取引証明書を確認する必要がないことなどが規定されている。

(2013 年 5 月 22 日公布、施行)(匯發[2013]22 号)

[原文] [国家外汇管理局关于改进海关特殊监管区域经常项目外汇管理有关问题的通知](#)

<ファイナンス・リース>

ファイナンス・リース企業監督管理弁法(意見募集稿)(商務部流通發展司)

[ポイント] 中国のファイナンス・リース業者には(1)銀行監督管理委員会による監督を受けるファイナンス・リース会社と、(2)商務部による監督を受ける外商投資ファイナンス・リース会社及び内資ファイナンス・リース会社が存在する。本弁法は(2)について共通して經營準則(例えばリスク資産が純資産の 10 倍以内でなければならない等)や商務部による監督(例えば「全国ファイナンス・リース企業管理情報システム」の設置等)を規定するものである。本弁法は設立に関する規定を持たないため、最低資本金、經營範圍等の規制については引き続き従前の規定が適用されることになると思われる。

(意見募集期間:2013年6月3日~同月13日)

[原文] [融资租赁企业监督管理办法 \(征求意见稿\)](#)

< 養老機構 >

養老機構設立許可弁法(意見募集稿)(民政部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「高齢者權益保障法」(2012年12月28日公布、2013年7月1日施行)に基づき、養老機構(老人ホームやデイケア施設を指す。)の設立許可に関する手続を定めたものである。同弁法第10条によれば、外国企業が、独資形態で、または中国企業との合弁・合作形態で養老機構を設立する場合、地方の民生部門が許可を行うことが規定されている。これまで外国企業の養老機構の設立に関しては、中国企業との合弁・合作形態の他に、独資形態までが許容されているかは法律上明確ではなかった。本意見募集稿は、6月23日までの意見募集期間を経て、必要な修正が行われた上で正式に公布されることが予定されている。

(意見募集期間:2013年6月3日~同月23日)

[原文] [养老机构设立许可办法 \(征求意见稿\)](#)

養老機構管理弁法(意見募集稿)(民政部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「養老機構設立許可弁法」に従って設立された養老機構に対する管理規定である。具体的には、養老機構の利用にあたっては、必ずサービス契約を締結すべきことや、サービス基準、養老機構の内部管理制度に関する要求等が定められている。本意見募集稿も、上記「養老機構設立許可弁法」の意見募集稿とともに、6月23日までの意見募集期間を経て、必要な修正が行われた上で正式に公布されることが予定されている。

(意見募集期間:2013年6月3日~同月23日)

[原文] [养老机构管理办法 \(征求意见稿\)](#)

< 養老保険会社 >

養老保障管理業務管理暫定弁法(保険業監督管理委員会)

[ポイント] 本弁法は、養老保険会社(保監会の認可を経て設立され、登記された商業養老保険会社)による養老保障業務(養老保険会社が管理人となり、政府機関や企業、個人から委託を受けて提供する養老保障及び養老保障関連の資金管理サービス)について規制したものである。本弁法では、現行の「養老保障委託管理業務についての事項に関する通知」よりも、顧客の範囲を個人にも拡大するなどの変更が行われている(なお、同通知は本弁法の施行と同時に廃止される。)

(2013年5月6日公布、施行)(保監発[2013]43号)

[原文] [养老保障管理业务管理暂行办法](#)

< 通商 >

世界貿易機構貿易救済紛争裁決の執行に関する暫定規則(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 中国が実施するアンチ・ダンピング、相殺関税及びセーフガード措置について WTO の紛争解決機関が WTO の規定に合致していないと判断した場合に、商務部が当該措置の取消、修正等を勧告・決定するための規則である。本規定では、かかる勧告・決定に先立ち商務部が再調査を行うことができること、再調査を行う場合は利害関係人に対して意見提出の機会を与えることが規定されている。また、アンチ・ダンピング措置等の取消しによっても既に徴収された関税は返還されないことが確認されている。

(意見募集期間:2013年5月28日~同年6月12日)

[原文] [执行世界贸易组织贸易救济争端裁决暂行规则 \(征求意见稿\)](#)

※< 上記以外の今月のその他の重要な新法令 >



中国万感



【中国式道路横断の取締】

顧問 李 彬

今年 4 月から、北京、上海等の中国の大都市では、中国式道路横断に対し、10 元の過料を科す新しい取締を展開している。

「中国式道路横断」(中国語:中国式过马路)とは、歩行者が、まだ赤信号にもかかわらず、車の流れが途切れたら大勢で進めるところまで道路を渡るといった横断方法をいう。

もともと、道路交通安全法には、交通規則に違反した歩行者に対して 5 元以上 50 元以下の過料を科すことができる定められているが、実際に過料が科されるようになったのは最近のことである。

取締強化の背景は、交通事故の多発にある。公安部の統計によれば、2012 年 1 月から 10 月までの間に中国式道路横断が原因となった交通事故が全国で 4227 件、これらの事故による死傷者は 800 人に達したとのことである。

ここ数年、公安当局は中国各地で過料徴収の強化、交通警察の交通秩序維持活動への 30 分間の強制参加、違反者の情報公開等、様々な対策を講じている。とはいえ、今でも中国式道路横断は日常的に目にすることから、これらの措置の効果はあまり高くないようである。

この問題を解決するため、更に過料を重くすべきという意見もあるが、筆者は、単なる過料の額の問題ではなく、子供の頃からの継続的な教育など交通規則を守る意識を向上させる根本的な対応が必要ではないかと感じている。

TOPICS

2013年6月13日

当事務所のパートナー、若林耕弁護士が、2013年6月13日に、一般社団法人日本商事仲裁協会(JCAA)主催セミナーにおいて「リスクを知って中国ビジネスを成功させる～最新事例から学ぶ中国リスク・トラブル～」と題する講演を行いました。

2013年6月19日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士と、当事務所の外国弁護士、胡絢静中国弁護士が、下記の通りセミナーを行います。

エフエヌ・コミュニケーションズ主催

「中国独占禁止法の最新動向及び実務上の影響」

～カルテル事件等の増加と課徴金の高額化～

日時:2013年6月19日(水)13:30～16:30

場所:金融ファクシミリ新聞社セミナールーム

※当事務所では申し込みはお受けできません。

参加をご希望の方は下のサイトから申し込みを頂きますようお願いいたします。

<http://www.fng-net.co.jp/seminar/smn2160.html>



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com) 又は若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	
呉 暁青	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.cn>